

役員及び評議員等の報酬並びに費用に関する規則

社会福祉法人千坂福祉協会

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人千坂福祉協会（以下、協会という。）の定款8条及び定款21条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 役員とは、定款第16条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- 2 評議員等とは、定款第5条、第6条2項に基づき置かれる者をいう。
 - 3 報酬とは、役員が協会の業務を遂行したときの対価として支給するものをいう。
 - 4 費用とは、役員及び評議員等が協会の業務を遂行したときの必要経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員の報酬は、定款第22条に基づき役員の地位のみに対する報酬は不支給とし、職務遂行に応じ報酬及び費用を支給することができる。
また、評議員等の報酬は、定款第8条に基づき不支給とし、業務遂行に応じ費用を支給することができる。

(会議等出席費用)

第4条 役員（非常勤）及び評議員等が理事長の要請により会議に出席したときは、別表1に基づき出席1回当たりの費用を支給することができる。
なお、同日2回の会議に出席したときは、1回とみなすものとする。

(業務報酬等)

- 第5条 役員（非常勤）が施設の運営のため業務に従事したときは、別表2に基づき半日単位で積算した報酬又は業務遂行に要した費用を支給することができる。
- 2 役員（常勤）で施設の職員業務を兼務する役員は、職員業務の報酬を支給できるものとする。
なお、その額は別表3に基づき施設長等（管理職）の給与額を超えない範囲とする。

(役員等の出張旅費)

第6条 役員及び評議員等が協会業務のため出張する場合は、旅費支給規則にもとづき日当及び旅費等を支給することができる。

(改正)

第7条 本規則の改正は、評議員会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日より施行する。

「 役員及び評議員等の報酬並びに費用に関する規則（以下規則
という）別表 」

別表 1 役員及び評議員等の会議等出席費用 (規則第 4 条)

会議等出席費用 5, 0 0 0 円 (費用弁償)
* 金沢市近郊以外については、
別途、交通実費を支給

別表 2 役員 (非常勤) が協会・施設の業務に従事した場合の報酬
(規則第 5 条)

報酬 7, 0 0 0 円 (半日単位)

別表 3 役員 (常勤) で施設の職員業務を兼務する場合の報酬
(規則第 5 条)

報酬 (職員業務) 施設長等 (管理職) の報酬額を超えない
範囲

以上